

乳幼児用おむつ購入費用の一部を助成します

町では乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長の促進と子育て支援を図ることを目的として、乳幼児用おむつ購入費用の一部を助成します。



1. 対象児

町内に住所を有する満2歳に達する日の属する月の月末までの間にある乳幼児。
※ご兄弟がいる場合は、上記を満たす乳幼児が対象になります。

2. 申請者

町内に住所を有する対象児を養育する者。

3. 助成額

対象児1人につき、1カ月の購入額3,000円までを助成。
※ただし、購入額が3,000円に満たない場合はその金額までとなります。



4. 支給期間

対象児の**出生日の翌月から満2歳になる月の末日まで**。
(*ただし、転入者は、転入日の翌月から対象児が満2歳になる月の末日まで。)
支給対象者又は対象児が転出等した場合は、その事実が生じた日の属する月まで。

5. 支給の内容

支給を受けることができるおむつ用品は次のものです。
(1) 紙おむつ ・ (2) 布おむつ

6. 助成の申請方法

おむつ購入後、次の必要書類を子育て支援課へご持参いただき、支給申請書兼請求書の記載をお願いします。**(手続きの期限は購入の日から1年以内です。)**

おむつ購入費用を支払ったことがわかる書類 (領収書等を添付)

*** 購入先は富士河口湖町内の店舗に限ります。**

印鑑

振込先である銀行等の口座がわかるもの (通帳など)

申請・問合せ先：富士河口湖町役場 子育て支援課 母子保健係

TEL (0555) 72-1174

富士河口湖町乳幼児用おむつ用品支給申請書兼請求書

対象児ごとに請求書を作成

購入日より1年以内に申請

令和4年5月1日

富士河口湖町長 様

申請者 住所 船津1700番地

氏名 富士 太郎

乳児との続柄(父)

電話 012-3456-7890

必ず押印

1 次のとおり富士河口湖町乳幼児用おむつ用品の支給を受けたいので申請します。

対象児	フリガナ 氏名	フジ ハナコ 富士 花子	
	住所	富士河口湖町船津1700番地	
	生年月日	令和4年3月1日	性別
おむつ購入費	3,600円 (令和4年4月購入分)		

※対象児のおむつ購入に係る領収書又は購入を証する書類を添付してください。(裏面へ)

購入月ごとの
購入金額を記入

2 富士河口湖町乳幼児用おむつ用品支給の決定後、支給決定額を請求します。

振込先	金融機関名	山梨銀行	支店名	富士河口湖支店
	口座種別	<input checked="" type="radio"/> 普通・当座	口座番号	1234567
フリガナ	フジ タロウ			
口座名義人	富士 太郎 (保護者 又は、対象乳児等) 又は、「前回と同じ」と記入			

※この欄は、記入しないでください。

※ <input type="checkbox"/> 認定・ <input type="checkbox"/> 却下	令和 年 月 日
※ 支給決定額	<input type="checkbox"/> 3,000円 <input type="checkbox"/> (円)

◎申請年月日、印鑑、購入費、購入月以外を記入し、コピーした申請書でも申請できます。

申請の際、申請年月日、購入費、購入月を記入し、押印のうえ申請してください。